

沖縄県駐留米兵による女子中学生暴行事件に抗議し、実効性のある再発防止を求める意見書

沖縄県北谷町で、去る2月11日未明、在沖縄米海兵隊キャンプ・コートニー所属隊員による女子中学生暴行事件が発生した。

今回の事件は、1995年に発生した米兵による女子小学生暴行事件と同様の強い衝撃と恐怖を思い起こさせるものである。女性に対する暴行は、被害者に肉体的・精神的苦痛を与えるだけでなく、人権を踏みにじる極めて悪質な犯罪で、被害を受けた少女・家族の心中を察すると断じて許す事はできない。

過去にも米兵によるわいせつ事件や強盗致傷事件等が幾度となく発生しており、その都度、米軍は綱紀粛正などを約束してきたが、またも事件は繰り返された。

このような悪質で凶悪な事件が依然として後を絶たないことを考えると、米軍における綱紀粛正への取組や軍人への教育のあり方に疑問を抱かざるを得ない。

よって国におかれては、沖縄での米海兵隊員による女子中学生暴行事件に対し厳重に抗議するとともに、日米地位協定の運用の改善等と、次の事項が速やかに実現されるよう強く要望するものである。

- 1 今回の女子中学生暴行事件における被害者及び家族への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
- 2 沖縄県民の目に見える形で、米軍人の綱紀粛正及び人権教育を徹底的に行うなど実効性のある具体的な再発防止策について万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月4日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官 あて
総務大臣
外務大臣
防衛大臣